

九十九里町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月6日

九十九里町教育委員会教育長 鈴木 弘



九十九里町教育委員会告示第2号

九十九里町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

九十九里町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成30年九十九里町教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表準要保護児童生徒の部学校給食費の項対象学年の欄中「小学校及び中学校全学年」を「中学校全学年」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。